

平成 22 年第 1 回定例会 防災警察常任委員会

平成 22 年 3 月 17 日

益田委員

私は、公明党神奈川県議会議員団として、賛成の立場から意見発表を行います。

まず、安全防災局関係についてであります。

はじめに、不適正経理処理問題についてであります。

状況報告によりますと、預け金については、私的流用が疑われるものがあるとのことでありましたが、これは言語道断であり、こういうことを見抜けなかった経理処理については本気で再発防止を考えなければなりません。さらに、金額的には翌年度納入が圧倒的に多いわけですが、これは予算執行をより計画的に行っていけば防ぐことができるものと思います。この問題については今回の不適正経理処理を行っていたすべての部局が深く反省し、今後絶対に再発させないという決意を強く持っていただきたいと思います。

次に、犯罪被害者サポートステーションについてであります。

犯罪被害者サポートステーションには、県、警察、民間団体の3者が連携して被害者個々の状況に応じて様々な支援を行い、実績を上げていることは承知をいたしましたけれども、被害者に一番身近な県内市町村の窓口設置にもばらつきがあり、このままでは十分な対応ができないと思います。したがって、県は市町村の相談窓口の設置について大いに促進を促してもらいたいと思います。さらに大切なことはボランティアなど人材育成と確保ですが、これも地域県政総合センターとの連携をとり、なるべく県内各地にバランスよく配置できるよう努力を願いたいと思います。今、民間支援団体は財政が大変厳しいと聞いておりますが、県も財政面で応援できる仕組みを考えるべきであると思っております。

次に、避難対策についてであります。

大雨や台風などの住民への被害が想定される場合に、その避難等に関しては市町村の役割が大きいわけですが、避難勧告等の具体的発令基準が、いまだ未策定のところがあり、実際に避難勧告を発令するのは市町村の首長の権限ということ考えると大変に心配であります。そういった市町村に対し、発令基準の策定を促すことは県の役割だと思っております。さらに、市町村との情報交換を密にして、県民の生命、財産を守るために効果的な避難対策を推進することを要望いたします。

また、南米チリの巨大地震で日本にも 2 月 28 日に津波が到着するということがあり、神奈川県でも避難勧告が出されたところでありました。しかし、一部の自治体では避難場所でも住民への対応が不十分であったところもあり、今後それは十分検証し、今後の対策に生かしてほしいと思います。さらに、神奈川県地震防災戦略は対象期間が平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間になっておりますが、減災目標につきましてははできることから早く軽減対策が実現できるよう努力をお願いいたします。

続いて、警察本部関係についてであります。

まずはじめに、不適正経理処理問題についてであります。

県警察では、県内54警察署、本部のほとんどの所属で不適正な経理処理が行われ、そのうち今回最も問題となっている預け金については、県内54警察署すべてと本部42所属で行われたとのことですが、唯一の救いは私的流用がなかったということであります。このような処理が大半の所属で行われていたということは、善意で解釈すれば、それぞれの所属で必要やむを得なかったから行われているのではないかと感じられますが、行為そのものは決して許されるものではありません。また、委員会の中で指摘させてもらいましたが捜査本部の設置に至らない事件の打上げに金券等を換金して使用したという事実についても、本当に必要なものならば胸を張って予算要求すべきではないかと私は思っております。そういうやるべきことを置き去りにしていたために今回のような不適切経理処理問題が生じたと言っても過言ではないと思います。

今回の事件の影響で私が一番心配していることは、これまでの経理処理のやり方が通用しなくなるわけですから、そのしわ寄せが現場の警察官たちに跳ね返ってくるのではないかと考えております。そのようなことがないよう、県側に予算要求する立場にある会計課の方には、今までのやり方を改め、気持ちを新たに、現場にとって必要なものは必要であるという強い気持ちを持って正々堂々と県当局に予算要求していただけるよう要望をいたしておきます。

次に、遺失物取扱業務についてであります。

昨年12月の定例会常任委員会で質問した遺失物取扱業務について、その後の進捗よく状況を確認させていただきました。その中で、遺失物の問い合わせ専用電話については昨年12月25日から運用されているということであり、私の質問に対し、それなりの対応をいただけたのかなというふうには思っております。しかしながら、県民に対する周知方法については、警察は事件、事故の発表をする際、マスコミを使って、新聞、テレビ等で大きく報道させ、世間に知らしめているにもかかわらず、今回の専用電話の件については、マスコミに対する発表をしていないとのことでごさいます。本当に広く県民に周知しようと考えていないのではないかと考えています。正直申し上げて、本当に県民のサービスをしようと考えているのか疑問を抱かざるを得ません。

また、拾得された物の市町村への回収依頼の働き掛けや、施設占有者に対する拾得物届出における電子データの提出の働き掛けなどは、ほとんど進んでいないようであり、現場の会計職員の負担軽減には至っていないようであります。会計課長も不正経理の調査の件で忙しかったというふうには思いますが、本部はただ管理するだけではなく、積極的に市町村へ働き掛けたり、あるいは国と連携して企業に働き掛けするなど、少しでも現場の負担が軽減できるような環境づくりに配慮していただけるよう要望をいたします。さらに県民サービスの点からも、遺失物の問い合わせ専用電話のことを、マスコミを通じて広く県民に周知していただけるよう併せて要望をいたしておきます。

最後に、取調監督制度についてであります。

今回、鎌倉警察署の取調べ中等における便宜供与の新聞記事に基づいて質問させていただきましたが、この問題は現在、国レベルで議論されている取調可視化につながっていくものであり、このところをしっかりと押さえていかなければ、何の担保もなしにいきなり可視化への部分だけが先行していくことにな

るのではないかと危ぐをいたしております。私としては、可視化だけが先行することは避けるべきだと考えておりますが、そのためにも取調べの適正化を図るため、現在行われている取調監督制度をしっかりと行っていくべきだと考えております。そのためには二度と新聞報道されたような不適切な事案が起らないよう、これまで以上に取調監督制度を適正に推進していただけるよう要望いたします。

以上、意見を述べ、当常任委員会に付託された諸議案に賛成をいたします。